

令和 8 年第 6 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 8 年 6 月 1 日（月曜日） 14 時 00 分～14 時 58 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 宮脇 保芳、 4 番 飛高 聖悟、 6 番 伊藤 文士、 7 番 竹中 裕子、
8 番 山田 美之、 9 番 田原 俊秀、 10 番 吉岡 薫、 12 番 三又 勝弘、
14 番 矢野 弥平、 15 番 笠村 由喜、 16 番 塩月 吉伸、 17 番 茅田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 8 区 永田 不二男、上浦区 坂本 啓二、弥生 1 区 一瀬 雄二郎、
宇目 1 区 岡田 安代、米水津区 坪矢 一義、蒲江 2 区 塩月 邦彦、
蒲江 3 区 後藤 正、

事務局：事務局長 甲斐 宏一、総括主幹 山田 祐郎、副主幹 伊東 顕雄、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子

農政課：副主幹 矢野 允彦、

議事日程

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（直川地区）

③令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の
公表について

④農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

⑤農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

ただいまから令和8年第6回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、2番小野隆壽委員、3番高畠委員、5番小野美智子委員、11番波戸崎委員、13番山田裕也委員です。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は12名です。よって農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告します。

また農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に関係する案件のみとされておりますのでお知らせします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第14号から(3)その他の④農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席をされて結構です。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんこんにちは。

本日は第6回の農業委員会に、皆さん方の出席をいただきまして、会議が成立できましたこと、お礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

まず最初にですね、お礼を申し上げたいと思いますけども、去る5月12日にですね、遊休農地解消事業ということで蒲江野々河内の方ですね、ひまわりの植栽作業が行われました。

農業委員6名、推進委員が4名、それから蒲江振興局から1名、事務局から2名と計13名で執り行いました。花の咲くの楽しみにしておるところでございます。

本当に皆さんのご協力に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それから先ほど局長の方から紹介がありましたように、5月9日の朝刊に大きく報道されました。農業委員会事務局の総括がですね、飲酒運転で逮捕されるというようなことで、新聞では、もう即、退職ということですね、大変厳しい内容でございました。

5月22日に、大分県の農業委員会の会長会議がございまして、この席でも県下14市町村の農業委員会に対して信頼失意行為をしてしまったということで、私の方もこの3年間のうち2回、県の方でお詫びを申し上げたところでございます。

○局長、○○総括と引き続いて、2人がですねこの3年間のうちに、佐伯市からこういった事態が出てきたということで大変申し訳ないと謝罪を申し上げたところでございます。

もう、その会議の席ですね、綱紀肅正と、コンプライアンスに対する遵守というテーマが第1項目として会議の次第で挙げられておりまして、これもですね、今後我々農業委員会としても、局長とも相談したんですけども、次回検討委員会では、これを議題に上げていきたいなということで、直接皆さん方には、農道に対する交通ルールというようなことで、佐伯署からいろいろと説明してもらうようにしておりますけれども、そういった計画もされておることでもあります。

いよいよ今日から6月に入りましたけども、明日、私と局長が、全国の農業委員会の会長大会に出席をしますけども、そして県選出の国会議員とですね、農業問題に対する意見交換会もするよ

うにしております。

案件についてはですね、6項目ほど県の方で調整してたんですけども、会長会で喧々諤々ですね、議論されて8項目に増やして、とにかく国会議員に対して厳しく要求しようということで、その場でですね、できるだけの回答を引き出そうというようなことで、今、用意をされているところでございます。

今日はですね、案件としては少ないんですけども、途中で休憩を挟みながら議事を進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、簡単ですけども挨拶にさせていただきます。

よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではこれより議事進行を行いたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録、議事録の署名をですね、15番笠村由喜委員と、16番塩月吉伸委員にお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は4件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、9,949㎡です。

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1,039㎡です。

議案第14号から15号に関する合計件数は7件、合計面積は、田が7,650㎡、畑が3,338㎡で、総合計面積は1万飛んで988㎡です。

以上のとおりですので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、4筆が農用地区域内。①から④にかけてが農用地区域内。2筆、丸の青い部分、これが農用地区域外の農地です。

譲受人は、自己所有地で米と野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行う予定とのこと。

売買で農地を取得した後は、生姜とじゃがいもを栽培する計画になっております。

取得後の耕作面積は81.13aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

この件につきましては私もよく知ってる方が譲受人ということで、真面目に農業等をやっておる方でして、全く問題はございません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米と野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのこと。

売買で農地を取得した後は、米と野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は136.36aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の利用支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員をお願いします。

（一瀬推進委員）

はい。農地については、ご覧のとおり問題ないと思うんですが、年齢がですね、88歳ということで非常に高齢でして、建設業もやってらっしゃるということですが、1年間通じて、農業ができる可能性が高いのか低いのかちょっとその辺がわからない。

それと、誓約書ですね、3条でも必要かと思うんですが、その誓約書がなかったのも、その辺につきましては、どうなるんでしょうか。

（事務局）

よろしいですか。

誓約書についてはですね、初めて農業される方について、原則書いていただいています。

（一瀬推進委員）

今回最初の3条の方、もう農業をずっとやってる人なんですよ。

だけど誓約書をちゃんと書いてるんですけども。

提出されてますが、何か特例があったのでしょうか。

（事務局）

その方はやってるのかもしれないですけども、最初の方はですね、ご丁寧に書いていただいて、提出してもらったという形になっておりますが、原則は初めて農業される方が、最初誓約書を書かれるということにはなっております。

（一瀬推進委員）

そういうことですね。それでよろしかったのならば。

（事務局）

それとあと、〇〇さんがご高齢で、何か他の仕事との両立が可能かということなんですけれども、〇〇さん、去年も3条申請出されていて、その時可能なので許可を出しています。

（会長）

ちょっといいですか。

私の方から、〇〇さんは高齢なんですけども、息子夫婦と一緒に農業してるんですよ。だから、後継者としては存在していると、ということです。

（一瀬推進委員）

はい、わかりました。

（会長）

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、無償譲渡による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻で行う予定とのことです。

無償譲渡で農地を取得した後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は167.12aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして永田推進委員

(永田推進委員)

問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は111.63aとなります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

何も問題ありません。これからの人で、地域を担っていく人だから大丈夫です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する4件の審議を終わります。

続きまして、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書4ページの5条の1番について事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

農業委員会、大良です。私の方から5条を説明させていただきます。

座って説明いたします。

はい。ではまず5条の1です。手前の画面をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請は駐車場の用途による申請です。

譲受人は壇家や来客が利用する駐車場が不足しており、今回駐車場を新たに設置する計画です。

申請地では、新たに15台分の駐車スペースを確保いたします。

造成などの工事は実施せず、現状のまま利用する計画です。

また、雨水は自然浸透いたします。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

写真の方あと2枚表示お願いします。はい。写真の方も以上です。

(会長)

はい。続きまして塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の2番について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の2について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

譲受人は、駐車場が不足しており、自家用車や事業で使用するトラックなどの駐車スペースとして利用する計画です。

申請地では2台分の駐車スペースを確保しています。

また、譲受人の自宅に隣接しているため、一部を庭園としても利用する計画です。

なお、令和6年ごろから転用許可を受けずに使用していたため始末書が添付されています。

また、隣接地は、今年3月の第3回農業委員会総会にて、同じ譲受人が転用の申請をしており、審議しております。

今回の申請は、譲受人が改めて土地の登記などを確認した際、申請地が農地であることがわかり、手続きを行ったものです。

また、本申請地は、地上権が設定されておりますが、地上権者からの転用に係る権利者同意書が提出されております。

雨水は自然浸透いたします。水利権はありません。

転用許可の基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

以上です。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。それでは、5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。5条の3について説明いたします。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請の用途は駐車場となっています。

譲受人は自宅の来客用駐車場が不足しており、今回新たに駐車場を整備する計画です。

駐車場は来客用に4台分のスペースを確保します。

舗装はコンクリート舗装を行う予定です。

なお、すでに令和8年4月に一部の工事に取りかかっていることから、始末書が提出されています。雨水は自然流下・排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上です。

（会長）

続きまして後藤推進委員お願いします。

（後藤推進委員）

別に問題はないと思います。

（会長）

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。ないようでございますので5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第5条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明の後、坪矢推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は5月18日に担当区の坪矢推進委員と事務局で実施をしました。

申請地は佐伯市米水津大字色利浦の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和46年1月頃に隣接地に住宅を新築し、その後昭和56年頃に増築して住宅の敷地

として利用し、約 55 年経過をしております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、坪矢推進委員をお願いします。

(坪矢推進委員)

特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 2 番について事務局の説明のあと、本日担当推進委員が欠席のため事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 2 番を説明いたします。

申請地の調査は 5 月 18 日に担当区の清田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市鶴岡町 3 丁目の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 34 年頃に、農地法の許可をえずに店舗兼倉庫を新築し使用しておりましたが、老朽化したので令和 7 年に取壊し整地しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、農地以外の土地になっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領の第 2-5 に該当いたします。

なお地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局の説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号２番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号３について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

（事務局）

はい。非農地証明願３番を説明いたします。

申請地の調査は５月１８日に担当区の小里推進委員と事務局２名で実施をいたしました。

申請地は佐伯字目大字南田原と大字木浦内の２筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成１８年頃から耕作放棄されたため、山林原野化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第２－４に該当いたします。

なお、地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号３番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号３番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号４について事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いします。

（事務局）

非農地証明願４番の説明をいたします。

申請地の調査は５月１９日に担当区の坂本推進委員と事務局２名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字津井浦の２筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成５年頃から、農地法の許可を得ずに住宅及び倉庫新築し、一部は駐車場として利用し、約３２年経過しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものでありかつ、建築後２０年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第２の５に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する4件の審議を終わります。

ここで暫時休憩をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

45分に再開するということによろしいですか。

はい。それじゃ、その間、暫時休憩します。

-----休憩-----

(会長)

はい。それでは休憩前に引き続き会を開きたいと思います。

続きましてその他の項目の②非農地通知書についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知直川地区についてご説明いたします。

非農地通知書については毎年実施しております利用状況調査の結果に基づき地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発行しております。

今回の非農地通知については直川地区の非農地判断です。

令和3年7月に非農地通知書を、当初発行しておりますが、それ以降の非農地判断です。

では、資料2ページをご覧ください。

非農地通知の送付大字別一覧表ですが、直川大字赤木ほか4地区で、合計196筆、合計面積は7万7,158.63㎡で、交付予定人数は124人です。農振地域・農用地区域内の農地はありません。

なお、土地の所有者が、死亡不明者分につきましては、337筆、12万8,779.42㎡です。

では、今回送付予定の土地の位置図、現地写真を抜粋し、10ヶ所投影いたしますので、ご覧ください。

ではまず初めに、非農地通知1番、議案書資料3ページの名簿1番大字赤木、現況は山林原野。

続きまして非農地通知2番、名簿12番、大字赤木、現況は山林。

3 番目は 34 番、大字仁田原、現況は山林原野。
4 番目は 4 ページの 64 番、大字仁田原、現況は山林。
5 番目は 5 ページの 81 番、大字横川、現況は山林。
6 番目は 107 番、大字横川、現況は山林原野。
7 番目は 6 ページの 123 番、大字上直見、現況は山林。
8 番目は 136 番と 138 番、大字上直見、現況は山林。
9 番目は 147 番、大字下直見、現況は山林。
最後 10 番目は 7 ページの 169 番、大字下直見、現況は山林、
いずれも山林化原野化しております。
以上です。承認方よろしく願いいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より、直川地区の非農地通知について説明がございました。
これより質問等を受けたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは直川地区の非農地通知書について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで承認したいと思います。
以上で、②非農地通知書について直川地区の審議を終わります。
続きまして、その他の項目の③、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。本来ですと総括の方から説明すべきところですが、私の方から説明をさせていただきます。
令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をいたします。
令和 7 年度最適化活動の目標については、昨年の 4 月の総会でご審議いただき決定をいたしました。今回は、その実施状況を公表するものです。
では、資料をご覧ください。
1 ページ目は、農業委員会の体制と農家農地等の概要です。
これはもう目標値のままでございます。
続きまして 2 ページをお開きください。
(1) 農地の集積ですが、今年度の集積率の目標値は 39.1%ですが、実績は、新規集積面積が 13 ヘクタール、集積の累積面積は 655 ヘクタールで、集積率は 35.2%です。
目標に対する達成率は 90.2%です。
点検結果としましては、推進委員等より農地貸借の働きかけを行いました、目標値を下回った結果でした。
続きまして、遊休農地の発生防止・解消についてですが、実績値は、3 ページの③、実績アの既存

の遊休農地の解消は 14.8 ヘクタール、イの新規発生の解消は 12.3 ヘクタールです。

点検結果は、草刈等の広報や委員の働きかけにより、緑区分の面積の減少及び新規発生を抑制を図ることはできました。

今後も、広報等の啓発や農業委員会の声かけを継続していきます。

続きまして、新規参入の促進ですが、4 ページをご覧ください。

新規参入経営体数は 6 経営体で、取得農地面積は 3.9 ヘクタールです。

点検結果は、各地域で新規参入者を受入れる環境づくりを進めることが必要ということです。

次に推進委員等の最適化活動を行う日数ですが、活動強化月間 3 回の設定に対し、実績は 3 回でした。活動内容は地域計画の推進や農地の適正な管理のため、農業委員会だよりの発行、遊休農地解消事業の取組みとして、ひまわりや菜の花の植栽を行い、遊休農地の解消の活動に取り組みました。

次に、5 ページの新規参入相談会の参加ですが、昨年度は参加ができなかったため、実績はありません。

最後に、最適化活動の活動目標達成状況につきましては、目標値に対して期待を上回る結果が得られたという判定が出ております。

一番最後の推進委員等の点検評価結果についてですが、これは活動日数 10 日の目標に対して、10 日以上活動日数で期待を大いに上回る結果がえられたのは 1 名、期待どおりの結果は 2 名、期待を下回ったのが 41 名という結果です。

委員会全体の平均活動日数は、3.5 日ということですので、引続き積極的な活動をよろしくお願いいたします。

一番最後の 6 ページは、総会の開催実績、3 条 4・5 条の処理件数等ですので、ご覧になってください。

事務局からの説明は以上です。

承認方よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。山田委員。

(山田委員)

8 番山田です。

すいません。6 ページというのがちょっとなくて 5 ページで終わっているようなのでお願いいたします。

(事務局)

6 ページは印刷もれだったんだと思いますけど、6 ページには、事務の実施状況で総会の開催日数、毎月 1 回で 12 回開催されてるということと、農地法の 3 条の許可が許可事務としては 97 件

の処理件数、処理の標準の処理期間が 20 日間、4・5 条の転用については 1 年間の処理が 67 件で、うち、許可相当が 67 件。標準処理期間が 35 日ということです。
違反転用につきましては、全部の面積に対して 0.5 ヘクタールで、違反転用の解消面積っていうのはなかったというような状況です。
この分につきましては、後日郵送いたしますので、すいません。

(会長)

よろしいですか。

はい。その他ございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で③令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての審議を終わります。

続きましてその他の項目の④農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明させていただきます。

表紙の裏のまず 1 ページ目をご覧ください。

今回、田が 1 筆、畑が 4 筆、計 5 筆、合計 6,893 m²の所有権移転になります。

2 ページ目をご覧ください。

今回は、譲渡人から、譲受人が大分県農業農村振興公社の方への所有権移転となっております。

場所は木立での売買となっております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。ただいま事務局より、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、④農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についての審議を終わります。

続きましてその他の項目の⑤農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和8年8月1日改正分の84件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目田13筆、1万1,133㎡。

更新で登記地目田1筆、777㎡。

契約更新で、登記地目田24筆、2万7,842㎡。

契約期間6年のもの、契約更新で登記地目田13筆、1万2,969㎡。

契約期間9年2月のもの、配分替えて登記地目田12筆、9,414㎡。

契約期間9年9月のもの、配分替えて登記地目田6筆、4,666㎡、登記地目畑4筆3,647㎡。

契約期間9年10月のもの、配分替えて登記地目田6筆、3,833㎡。

契約期間10年のもの、契約更新で登記地目田5筆、4,162㎡。

以上合計84筆、面積が7万8,443㎡となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和8年第6回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(14時58分閉会)